

月額	警察署											計	不明	總計			
	谷日比	錦町	西神田	新橋	築地	北紺屋	三田表町	四谷	神樂坂	早稲田	富坂				本富士	上野象湯	原庭洲崎
六五圓以下	三	六	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
七五圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
八〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
八五圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
九〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
九五圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一〇〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一〇五圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一一〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一二〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一三〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一四〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
一五〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
二〇〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
三〇〇圓以下	三	五	六	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
計	107	112	121	131	141	151	161	171	181	191	201	211	221	231	241	251	1,533
不明	二	七	七	四	四	二	一	七	七	七	七	七	七	七	七	七	117
總計	109	119	128	135	145	153	168	178	178	198	208	208	208	208	208	208	1,650
百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

右表に於て見らるゝ如く収入の最も多いのは東京に於ては何と言つても淺草公園附近即象潟署管内である。月收百圓以上の者金額不明の十五名を除く時は二一〇人の内三四一人割六分に當る。六拾圓以上の月收者は二一〇人の内一二六人即ち五割五分を占む。次に月收の多いのは築地管内、西神田管内、日比谷、上野方面の順序となる。

大阪に於ける各警察毎の収入状況を表に示せば左の如くである。

第三十七表 収入金額 (大阪)

月額	警察署											計	百分比					
	荻原	船場	玉造	島之内	難波	戎	新町	九條	朝日橋	天王寺	天滿			會根	泉尾	福島	川口	築港
一〇圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
一五圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
二〇圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
二五圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
三〇圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
三五圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
四〇圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
四五圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
五〇圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
五五圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
六〇圓以下	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	四
計	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	1,010
百分比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

し、大阪に於ては二、二五八の中九五四人、八割六分に近く、東京よりチップを受けてゐる者の数は比較的多い。兩市を通じて八割四分はチップを受けて居ることになる。

第三十八表 チップ

月額	貨數率		貨數		率		順位
	東	大	東	大	東	大	
一〇圓以下	八七	三四	一一一	六・三	三・五	五・二	七
二〇圓以下	一五六	一〇四	二六〇	一一・三	一〇・九	一一・一	四
三〇圓以下	三三九	二一四	五五三	二四・六	二二・一	二三・七	一
四〇圓以下	二五五	一七八	四三三	一八・五	一八・六	一八・六	二
五〇圓以下	二二七	一五三	三八〇	一六・四	一六・〇	一六・三	三
六〇圓以下	一二七	一〇六	二二三	九・二	一一・一	九・九	五
七〇圓以下	六八	五四	一二二	四・九	五・六	五・二	六
八〇圓以下	四八	三三	八一	三・四	三・四	三・五	八
九〇圓以下	三五	二九	六四	二・五	三・〇	一・六	九
一〇〇圓以下	七	一一	一八	〇・五	一・一	〇・八	二
一〇〇圓以上	一四	九	二三	一・〇	〇・九	一・〇	一
計	一三	三	一六	〇・一	〇・三	〇・三	四

計	な	總
一、三七六	二九四	一、六七〇
九五七	一五八	一、一一五
二、三三三	四五二	二、七八五
一〇〇・〇		
一〇〇・〇		
一〇〇・〇		

第三十八表ノ二 (第三圖参照)

區別	貨數率		貨數		率	
	東	大	東	大	東	大
チップを受ける者	一、三七六	九五四	二、三三〇	八二・四	八五・六	八三・七
同受けざる者	二九四	一六一	四五五	一七・六	一四・四	一六・三
總計	一、六七〇	一、一一五	二、七八五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

その月額はどうかと言ふに大體に於て前に示した平均總收入と略同じものと見て大差なく、即東京に於ては貳拾圓以上參拾圓未滿が一、三七六人の中三三九人下二割五分に相當し第一位を占め、次は四拾圓以下參拾圓迄、五拾圓以下四拾圓迄の順序で第四位は拾圓以上貳拾圓未滿の者となる。然るに大

阪では一位、二位、三位は東京と同様なれども、第四位は東京に於ては貳拾圓以下なるに、大阪に於ては五拾圓以上六拾圓未滿者である點が異なる。此の如き月收總額の相異は兩市に於ける風習の異なる爲め一般に大阪に於ては東京に比較しカフェー等の料理代に多額を費す者概して多く従つて之れがチップに影響するもの、様である又人口に較べてカフェー並女給の數尠きも亦原因ならんか。更にチップ收入を警察管内別表により示せば

第四十表 チップ (東京)

月額	警察署	谷日比	錦町	西神田	新橋	築地	北紺屋	三田	表町	四谷	神樂坂	早稲田	富坂	本富	上野	象湯	原庭	洲崎	大塚	日本堤	計	百分比	
一〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇圓以下		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇〇圓以上		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
百分比		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

月額	警察署	合計	百分比
一五〇圓以下		一	一
二〇〇圓以下		一	一
二〇〇圓以上		一	一
合計		一	一
百分比			

第四十表 チップ (大阪)

月額	警察署	合計	百分比
一〇圓以下		一	一
二〇圓以下		一	一
三〇圓以下		一	一
四〇圓以下		一	一
五〇圓以下		一	一
六〇圓以下		一	一
七〇圓以下		一	一
八〇圓以下		一	一
九〇圓以下		一	一
一〇〇圓以下		一	一
一〇〇圓以上		一	一
合計		一	一
百分比			

月額	警察署		警察署										計	百分比						
	一〇〇圓以下	一〇〇圓以上	荻原	船場	玉造	内島之	難波	戎	新町	九條	朝日橋	天王寺			天滿	曾根崎	泉尾	福島	川口	築港
一〇〇圓以下	1	1																		
一〇〇圓以上	1	1																		
合計	2	2																		
百分比	50.0	50.0																		

右表に依つて見るときはチップを受ける者の調査總數に對する割合は、東京に於ては四谷警察管内第一位で一四六人中一三八人即ち九割四分に當る。次は日本堤(吉原)管内で九割二分、北紺屋(銀座)管内の九割一分、表町管内の九割、大塚の入割八分の順序である。右の内表町管内を除く他の四ヶ所は何れも盛り場として知らるゝ所である。只一寸意外とする所は淺草公園附近を管轄する象潟署管内に於て七割四分の割合を示せる點である。一般にチップの少い所は概して常連客の多い所と見ねばならぬが、此の點に於ては淺草の如きは地方よりの見物人多く常連客は比較的少ないのであるからチップ

プを受ける者が多くなければならないのに全く意外である。但し一つの理由として此處に掲げなければならぬのは本調査はカフェーを主としたるに象潟管内に於ては大きな牛肉店の如き比較的固定給の多い女中に配布された形跡のあることである。次にチップ収入者の最も少ない所は日比谷署管内であつて一〇七人の中七三人即ち六割八分に過ぎない。原庭署之に次ぐ。日比谷管内の特に少ないのは給料生活者の集合地であるのと、夜分に入つて閉鎖するカフェーの多いことが、自然チップ収入者を低下させたものであらう。第四十表を見るにチップ収入者の第一位にあるのは築港署管内であつて、調査人員の全部が多少なりともチップに依つて暮してゐるのである。第四十二表に依つて明かなる如く築港管内で固定給を貰つて居るのは僅かに三名に過ぎない。之は畢竟大阪築港を擁し船員の來客が多い爲であらう。築港と事情を同じうしてチップ収入者多く固定給少ないのは川口署内である。戎管内の九割七分、新町の九割、九條の入割九分は何れも盛り場が原因をなし、朝日橋は新開地として活気に満ちておる場所であつてチップ収入者の九割七分に對して固定給を得てゐる者は四十八人の内三名に過ぎない。戎署管内に至つては固定給を受くる者は一人もないと言ふ状態である。

固定給

チップが女給の収入の主要素であることは言ふ迄もないが、然し固定給を支給せられてゐる者も相當多數ある。一般の女給は固定給によつて生活してゐるものでないから、生活の華美な割合に金額は

小額にして固定給ある者も同時にチップを得て生活費にあてゝゐる者が多いのである。之に就てはチップの場合以上に東京と大阪とによつて其差が甚しい。只各警察管内に於てチップ収入者の總數に對する割合の多い所は、固定給を受けておる者の數の比較的少ないと云ふことだけは、兩者に共通な事として言ひ得ると思ふ。先づ東京市に就て見るに

第四十一表 固定給調査（東京）

月額	警察署	谷比	錦町	西神田	新橋	築地	北紺屋	三田	表町	四谷	神樂坂	早稲田	富坂	本富	上野	象湯	原庭	洲崎	大塚	日本堤	計	百分比
三圓以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一〇圓以下		6	4	2	6	6	6	6	4	3	7	7	6	1	3	3	6	9	1	3	1	1
二〇圓以下		6	7	3	1	5	7	1	7	8	1	4	7	3	2	6	4	6	1	3	2	2
三〇圓以下		2	4	1	3	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四〇圓以下		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五〇圓以下		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
五〇圓以上		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		20	27	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
總數		107	128	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135	135
百分比		84	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103

最もチップ収入者の割合の少ない日比谷署管内は反對に固定給をうけておる者は非常に多く一〇七人の中九〇人即ち八割四分に達し、第二位は早稲田管内の五割五分となつて格段の相違である。又チップ収入者の比較的多數を占めた西神田、北紺屋、表町、四谷、日本堤各管内は何れも二割五分、二割二分、二割五分、三割、二割一分と言ふ如く固定給者は一般に何の管内に比較しても少數であることは面白い關係であると思ふ。只洲崎の一割五分、錦町の二割三分、大塚の二割は右の關係から考へると多少例外の如く見えるが之としてチップ収入者は前掲の五ヶ署に次いで多い所であるから大體からチップ収入者の多い所は固定給者少なく固定給者の多い所はチップ収入者少數なることは事實なりと言つて差支へあるまい。

大阪の場合も左表に示すが如く此の點に於ては同様である。只東京に比較して固定給者遙かに少數である。然し乍ら大阪が東京に比較してチップ収入者の多い點より見るときは右の各警察管内の觀察から出た推測は東京、大阪二市の場合にも略々當てはまるのである。

第四十二表 固定給調査（大阪）

月額	警察署	三圓以下	百分比
	芦原	1	1
	船場	1	1
	玉造	1	1
	島之内	1	1
	難波	1	1
	戎	1	1
	新町	1	1
	九條	1	1
	朝日橋	1	1
	天王寺	1	1
	天満	1	1
	曾根	1	1
	泉尾	3	3
	福島	1	1
	川口	1	1
	築港	1	1
	網島	1	1
	計	2	2
		1	1

月額	警察署	月額					合計	總數	百分比
		一〇圓以下	二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以上			
一〇圓以下	荻原	1					5	5	
二〇圓以下	船場	2	3				5	3	
三〇圓以下	玉造		1				3	10	
四〇圓以下	内島之			3			3	7	
五〇圓以上	難波			1	1		2	3	
	戎						1	3	
	新町						1	3	
	九條		2	6	6		14	22	
	朝日橋						3	6	
	天王寺			3			4	12	
	天満		2				5	17	
	會根						1	3	
	泉尾				6		8	23	
	福島						4	12	
	川口			1			1	3	
	築港						3	6	
	網島						5	12	
計		18	23	25	19	7	125	100	
百分比		13.6	18.4	19.6	14.4	5.6			

次に固定給の金額の方面より観察するときは東京に於ては固定給を得ておるもの五五三名中拾圓以下の者三四八人即ち六割三分の多數を占め、次は拾圓以上貳拾圓未満の者で九五五人即ち一割七分、次は貳拾圓以上參拾圓未満の者の一割四分なるが參拾圓以上の者は極めて少なく、五五三人中三〇人に過ぎぬ。

大阪に於ては少しく事情を異にし拾圓以下は極めて少なく、一四八人の中二八人即ち一割三分に

過ぎぬ。第一位を占むるは貳拾圓以上參拾圓未満の者で五二人即ち三割五分、第二位は拾圓以上貳拾圓未満の者二割四分、參拾圓以上四拾圓未満の者一割三分、拾圓以下の者一割二分といふ順序である。之を表に示せば

第四十三表 固定給調査

月額	貨數率	貨數			率			順位
		東京	大阪	計	東京	大阪	計	
三〇圓以下	一四四			一四六	二六〇		二	
一〇圓以下	二〇四			二二二	三六八		一	
二〇圓以下	九五			一三〇	一七・一		四	
三〇圓以下	八〇			一三二	一四・三		三	
四〇圓以下	一三			三二	二・二		五	
五〇圓以下	九			一六	一・六		七	
五〇圓以上	八			二三	一・四		六	
計	五五三			七〇一	一〇〇・〇			
なし	一一一七			二〇八四	一〇〇・〇			
		九六七						

月額	貨數率		東 京 大 阪 計	東 京 大 阪 計	順 位
	貨	數			
總計	一、六七〇	一、一一五	二、七八五		

第四十三表ノ二 (第三圖参照)

區別	貨數率		數		率	
	東 京 大 阪 計	東 京 大 阪 計	東 京 大 阪 計	東 京 大 阪 計	東 京 大 阪 計	東 京 大 阪 計
固定給ある者	五五三	一四八	七〇一	三三・一	一三・三	二五・二
同なき者	一、一一七	九六七	二、〇八四	六六・九	八六・七	七四・八
總計	一、六七〇	一、一一五	二、七八五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

前に説明せる如く大阪は東京に比較し固定給を受くる者至つて少數であるに拘らず斯の如く、東京に比して多額なるは電氣鐵道會社の直營にかゝるもので相當なる固定給を支給しチップ制度を全廢せるものあるが爲、勢ひ固定給の多額となつたものである。且斯くの如き堅實なるカフェーに於ては服装を制限し又は制服を支給し、風紀上の取締亦嚴重にして一般カフェーの女給と全く趣を異にしてゐる。

兩市を通じて見るときは、矢張り拾圓以下過半數を占め七〇一人の内四一八人即ち五割二分に相當

する。此の内三圓以下の者一四六人即二割一分を含むのは集計に際して只調査表の給料の欄に記入しあるものを固定給として算入したのに過ぎずして給料即勤務に對する報酬の意味にあらず、只單にチップの少き補ひ又は湯錢心付け位の意味と見るべきものであらう。

要之に總數二、七八五人の中固定給ある者は七〇一人即ち二割五分で金額も少額なるより見て女給にして固定給を得る者は例外的であつて女給は矢張りお客のお思召によるチップに依つて生活するものであると云ふことが本調査によつて一層明かにされたことと思ふ。

一五 支出状況

収入の用途は女給となる動機と其心掛けとにより又勤め先の場所柄によつて甚しい相違がある。多額の収入あるに拘らず父母、家庭に差出すこともなく衣服化粧品裝身具等に費消し盡して何等貯蓄することなき者もあり、反對に僅かな収入でありながら殆んど自分の一身上のことに使用せず皆家計に提供し又は郷里に送金するもの、或ひは収入の過半は必ず貯金するものあり、或ひは夫を持ち乍ら閑潰しに勤めて居るもの、如きは夫の収入にて生計を維持し自分の収入を殆んど娛樂費に供するもの等ありて如何なる方面に如何程と一般的に知る事は困難なれば、左に收支の大要を明かにする爲項目の

月額	貨數			
	東京	大阪	計	
五〇圓以下	五	六	一一	
六〇圓以下	四	三	七	
七〇圓以下	二	一	三	
八〇圓以下	一	二	三	
一〇〇圓以下	一	二	三	
計	八四	四一	一二五	

右表に依れば數に於ては東京の方が遙かに多く殊に象潟管内は収入の點から見て東京、大阪を通じて最も多い場所ではあるが衣服費に多額を支出する者の多いのにも驚かされる。然し大阪の方で五拾圓以上の被服費を支出する者の數が東京より多いのは聊か注目し値する。兎に角貳拾圓以上の被服費を出す者兩市を通じて一二五人、なほ他に記載不明瞭の中にも多少あるものと見なければならぬから、少くとも一〇〇人につき五人はあるわけである。最後に衣服の事に就き注意すべき點は、店主より衣服を支給されて使用料を支拂つてゐる所も僅かな數だがあることで、此處に至つては愈々容色を賣る商賣に近くなるものと言はなければならぬ。

以上は支出の中でも主に女給自らの費用に就てあつた。女給の衣服に多額を費す點及び風紀の問

題、女給が華美な商賣である點等から見て、女給には堅氣の者少なく汗水流した労働に依つて得た収入ではないから、凡てつまらぬ方面に使用さるゝように考へらるゝが、中には意外に眞面目であつて自ら使用する額は極めて少なく努めて節約を行ひ貯金を爲し、不時の準備とする者もあれば、郷里へ送金して家財を増し、或は父母親戚の家計を手助けこれを慰むるものあり、又日々の収入を直ちに家庭に入れて生活費に供し或ひは自己の収入にて全く一家を支へてゐるやうな者も相當多數あるやうである。以下貯金、郷里への送金、家計提供に分ちて順次簡単に説いて見やう。

貯金

女給の貯金して居る者の内大部分は父母の厄介にならず自活の目的で將來何かの營業をなさんと考へてゐるもの或は結婚の準備、或ひは不時の災厄に對する用意として収入の幾部分かを節約貯蓄してゐる者である。月々幾分なりとも貯金せる者は東京に於ては一、六七〇人の内五二五人即ち三割一分であつて大阪に於ては一、一一五人の中三二三人即ち二割八分に當る。兩市を通じて見る時は二、七八五人の内八三八人即ち三割の者が多少なりとも月々貯蓄してゐるのである。金額別に兩市の貯金せる者の數を表に現はせば左の如くである。

第四十六表 貯金額調査 (第六圖参照)

月額	貨數率	貨		數		率	
		東	大	東	大	東	大
五圓以下	九一	九一	四九	一四〇	二四・二	二二・〇	二三・四
一〇圓以上	一〇一	一〇一	六六	一六七	二六・九	二九・六	二七・九
一五圓以上	五五	五五	二二	七七	一四・六	一九・九	一二・九
二〇圓以上	六〇	六〇	四五	一〇五	一六・〇	二〇・二	一七・六
二五圓以上	一〇	一〇	一三	二三	二・七	五・八	三・八
三〇圓以上	二九	二九	一四	四三	七・七	六・三	七・二
三五圓以上	二八	二八	一〇	三一	二・一	一・五	一・八
四〇圓以上	一七	一七	〇三	二七	四・五	四・五	四・五
四五圓以上	八	八	一	一	一・三	〇・五	〇・二
五〇圓以上	五	五	一	一	一・三	〇・五	〇・八
計	三七六	二二三	五九九	一〇〇〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
金額不明	一四九	九〇	二三九				
なし	一、一四五	八〇二	一、九四七				
計	一、六七〇	一、一五五	二、七八五				

第四十六表ノ二 (第六圖参照)

區別	貨數率	貨		數		率	
		東	大	東	大	東	大
貯金する者	五二五	三三三	八三八	三一・四	二八・一	三〇・〇	
同しない者	一、一四五	八〇二	一、九四七	六八・六	七一・九	七〇・〇	
計	一、六七〇	一、一五五	二、七八五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

金額別に見るときは五圓以上拾圓未満の者が最も多い。東京は貯金額の明かなる者三七六人の内一人即ち二割七分を占む。大阪では二三人中六六人即ち三割に相當す。第二位は兩市共五圓以下の者にして東京二割四分、大阪二割二分、次は拾五圓以上貳拾圓未満で東京一割六分、大阪二割、兩市共第三位で順次拾五圓以上貳拾圓未満、貳拾五圓以上參拾圓未満と減つて行く。猶各警察管内別に見るに

第四十七表 貯金額調 (東京)

月額	警察署	貨數率
五圓以下	谷日比	四
	錦町	八
	西神田	八
	新橋	二
	築地	三
	北紺屋	二
	三田	二
	表町	二
	四谷	一四
	神樂坂	四
	早稲田	二
	富坂	四
	本富士	二
	上野	一〇
	象湯	六
	原庭洲崎	七
	大塚	五
日本堤	一	
計	五	

金をする者が一番多く、天満九條之に次ぐ。何れも多額の収入ある者の多い場所である。此の點は東京の場合と事情を同じうする。只六拾圓以上を貯金する者のないことは東京と大いに趣を異にするものあるを思はせる。

兩市を通じての貯金法は郵便貯金が最も多く、次は銀行預金其他店主へ預くる者、又は簡易保險等の生命保險の掛金も貯金調査の中に含まれてゐる。殊に日本堤管内には保險の加入者が際立つて多數ある點は注目に價する。

郷里への送金

此處に述べんとする郷里への送金と、次に述べる家計へ提供の額は、聊か混同し易き虞あれば之に關する統計表を見るに當つて誤解なき様先づ以て其區別、限界を明かにして置く必要があると思ふ。以下に掲ぐる之等の統計表は内容に於ては大した區別あるものではなく父母兄弟其他の親戚又は家庭に入れる金圓の中生計に供すると否とを問はず東京又は大阪以外の府縣在住の父母兄弟其他の親戚に送金する者の調査と東京又は大阪(市及び郡部を含む)にある家庭の生活費又は其補助として差出すもの、調査とを便宜上分ちて考へたに外ならぬ。従つて前の調査の中には實際上は生計補助と家財を増す爲の送金或ひは父母、祖父母の慰安、兄弟姉妹の學資として送金する者の凡てを含むに反し後者は家計の爲に供する目的を以て東京又は大阪所在の家庭へ直接差出す者のみの調査である。

右の意義に於て郷里へ送金する者は東京に於ては一、六七〇人の中三四六人即ち二割一分、大阪に於ては一、一一五人の中三二〇人即ち二割八分であつて比較的大阪の方が送金者が多い。之は第八表乃至第十表に示されたる如く、大阪の方が大阪府以外の出身者が東京のそれよりも多いと云ふ事情に依るものであらう。

第四十九表 郷里(他府縣)への送金額調 (第七圖参照)

金額不明	計	東 京		大 阪		計		東 京		大 阪		計	
		數	率	數	率	數	率	數	率	數	率	數	率
五圓以下	一八	一八	六・〇	四四	一八・九	三二	六・五	一八	一七・九	四四	一八・九	三二	一七・九
一〇圓以下	四四	四四	一・八	八六	三・八	八八	一・八	一七・一	八六	三・八	八八	一・八	一七・一
二〇圓以下	九五	九五	一・一	一八	二・三	一一七	二・四	二二・三	三六・八	二・五	二二・三	二・四	三六・九
三〇圓以下	六〇	六〇	一・一	一五	二・七	一一七	二・四	二二・三	三六・八	二・五	二二・三	二・四	三六・九
四〇圓以下	一五	一五	一・一	一三	一・五	二七	一・二	二二・三	三六・八	二・五	二二・三	二・四	三六・九
五〇圓以下	一八	一八	一・一	一三	一・五	二七	一・二	二二・三	三六・八	二・五	二二・三	二・四	三六・九
六〇圓以下	三	三	一・一	三	一・三	六	一・二	一・一	一・三	三	一・三	一・二	一・三
七〇圓以下	四	四	一・一	三	一・三	七	一・二	一・一	一・三	三	一・三	一・二	一・三
八〇圓以上	一	一	〇・三	一	〇・四	二	〇・四	一	〇・三	一	〇・四	一	〇・四
計	二五八	二五八	一〇〇・〇	二二三	一〇〇・〇	四九一	一〇〇・〇	二五八	一〇〇・〇	二二三	一〇〇・〇	四九一	一〇〇・〇
金額不明	八八	八八	一〇〇・〇	七七	一〇〇・〇	一六五	一〇〇・〇	八八	一〇〇・〇	七七	一〇〇・〇	一六五	一〇〇・〇

月額	實數率	實數		率	
		東京	大阪	東京	大阪
なし		1,324	805		
計		1,670	1,115	2,785	2,129
總計					

第四十九表ノ二 (第七圖参照)

匯別	實數率	實數		率	
		東京	大阪	東京	大阪
送金する者		346	310	20.7	27.8
同しない者		1,324	805	79.3	72.2
計		1,670	1,115	100.0	100.0
總計				100.0	100.0

之に依つて見るに金額別に依る送金者の順序は兩市全く同じく拾圓以上貳拾圓未満の者が第一位であつて東京は二五八人中九五入、大阪に於ては二三三人中八六入何れも三割七分、第二位は貳拾圓以上參拾圓未満の者で東京二割三分、大阪二割四分、第三位は五圓以上拾圓未満、第四位は五圓以下の

順序である。

之を更に警察署管内毎に細別して見るに

第五十表 郷里(他府縣)へ送金する者及其金額 (東京)

月額	警察署	金額											
		五圓以下	一〇圓以下	二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以下	六〇圓以下	七〇圓以下	七〇圓以上	金額不明		
谷日比	谷日比	3	3	7	3								
錦町	錦町	6	4	7	4								
西神	西神	2	6	6	1								
新橋	新橋	3	2										
築地	築地	0	1										
北紺	北紺	3	4	6									
三田	三田	5	2	3									
表町	表町	3	2	2	1	1							
四谷	四谷	3	10	6	5								
神樂坂	神樂坂	5	3	6	5	3							
早稲	早稲	5	1	1	2								
富坂	富坂	2	4	5	1								
本富	本富	7	4	4	1								
上野	上野	8	1	1	6	4	3						
象湯	象湯	17	1	2	6	6	5	7	1				
原庭	原庭	3	1					5	2	1			
洲崎	洲崎	1	2	2	1	2							
大塚	大塚	1	2	1									
日本	日本	1	2	5	2								
計	計	88	143	183	256	306	393	448	488				

第五十一表 郷里(他府縣)へ送金する者及其金額 (大阪)

計	金額不明	警察署																		
		五圓以下	一〇圓以下	二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以下	六〇圓以下	七〇圓以下	七〇圓以上	金額不明									
三	五																			
五	二																			
二	五																			
二	三																			
六	四																			
九	三																			
七	三																			
六	三																			
九	四																			
五	一																			
三	三																			
一	二																			
八	三																			
三	二																			
一〇	一																			
九	四																			
九	三																			
三〇	七																			

右表に示す如く送金する金額並に人数の多いのは東京の象潟管内、大阪の九條管内である。前者の中には一ヶ月百圓宛の送金者が一人居ることは注意すべき點である。之は收入の多いのにもよるが調査總數が他の場所に比較して多い結果であらう。只島之内管内で八十名の調査數に對して送金者の數、十一名に過ぎないのは收入額の多い同管内としては異數の現象である。其他は大體に於て送金者の數は調査數に比例してゐる。

家計提供額

前に説明した意味に於ける家計の爲に收入の全部又は一部を提供する者は東京に於ては一、六七〇人の中三〇八人即ち一割八分、大阪では一、一一五人の中一七八人即ち一割六分に當り東京の方が二分丈が多い。之れは東京の方が大阪に比較して東京府出身者が他府縣出身者より多い結果であらう。更に提供額別に見ると貯金、送金の場合と異なり東京と大阪とで相違がある。提供額貳拾圓以上參拾圓未滿の者は兩市共第一位にあつて東京は二三五名中五四名即ち二割三分、大阪では一五六名中四二名即ち二割七分であるが、第二位に至ると東京は拾圓以下なるに反して大阪は參拾圓以上四拾圓未滿である。第三位は東京拾五圓以上貳拾圓未滿、大阪四拾圓以上五拾圓未滿、第四位に至つて大阪に於ては漸く拾圓以下となる點より見て大阪の方が家計に提供する者の數は東京に比して少ないが金額は一般に多額であることを知る。之を表に示せば左の如くである。

第五十二表 家計提供額調査

月額	實數率	實			數			順位
		東京	大阪	計	東京	大阪	計	
一〇圓以下	三六		一五	五一	一五・三	九・六	一三・八	三
一五圓以下	二〇		一五	三五	九・五	九・六	八・九	六

月額	貨數率	貨數			率			順位
		東京	大阪	計	東京	大阪	計	
二〇圓以下	三四	三四	九	四三	一四・四	五・八	一一・〇	一五
三〇圓以下	五四	二九	四二	九六	二二・〇	二六・九	二四・六	二
四〇圓以下	二九	一七	二五	四四	一一・三	一六・〇	一三・八	四
五〇圓以下	二九	一〇	一七	二六	一〇・三	一〇・九	一一・八	七
六〇圓以下	一〇	一	一	二	五・一	六・四	五・六	八
七〇圓以下	一〇	一	一	二	四・四	二・六	三・三	一
八〇圓以下	三〇	一	一	二	一・三	二・六	二・三	九
九〇圓以下	三五	一	一	二	一・三	三・八	二・三	〇
一〇〇圓以下	三	一	一	二	一・三	一・九	〇・九	一
一〇〇圓以上	一	一	一	二	一・三	一・九	〇・九	三
計	二三五	一五六	三九一	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	
金額不明	七三	二二	九五					
なし	一、三六二	九三七	二、二九九					
計	一、六七〇	一、二一五	二、七八五					

第五十二表ノ二

區別	貨數率	貨數			率		
		東京	大阪	計	東京	大阪	計
家計へ提供する者	三〇八	一七八	四八六	一八・四	一六・〇	一七・五	
同然らざる者	一、三六二	九三七	二、二九九	八一・六	五四・〇	八二・五	
總計	一、六七〇	一、二一五	二、七八五	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	

兩者を合計するときは第一位は言ふ迄もなく、貳拾圓以上參拾圓未満のもので次は參拾圓以上四拾圓未満、拾圓以下、四拾圓以上五拾圓未満の順序である。又家計へ提供する者の數は前に述べた様に東京の方が割合に多いが提供する額の多いのは大阪の方が多數である。殊に百圓以上の者十二人もあるに至つては全く驚かざるを得ない。

次に東京と大阪を分ち警察署管内別表を示せば

第五十三表 家計へ提供する者及其の金額 (東京)

月額	警察署	日比谷	錦町	西神田	新橋	築地	北紺屋	三田	表町	四谷	神樂坂	早稲田	富坂	本富	上野	象湯	原庭	洲崎	大塚	日本堤	計	
一〇圓以下	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三六
一五圓以下	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三〇
二〇圓以下	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三三

計	金額不明	警察署																				
		二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以下	六〇圓以下	七〇圓以下	八〇圓以下	九〇圓以下	一〇〇圓以下	一二〇圓以上											
四〇	三																					
三三	六																					
三三	一																					
二二	四																					
二六	六																					
二二	四																					
二八	三																					
一九	五																					
三三	二																					
一〇	二																					
六	三																					
一〇	三																					
四	一																					
三三	五																					
六五	一四																					
九	一																					
七	二																					
五	一																					
一六	七																					
三〇八	七三																					

第五十四表 家庭へ提供する者及其金額 (大阪)

月額	警察署
一〇圓以下	菅原
一〇圓以下	船場
一〇圓以下	玉造
一〇圓以下	内島之
一〇圓以下	難波
一〇圓以下	戎
一〇圓以下	新町
一〇圓以下	九條
一〇圓以下	橋朝日
一〇圓以下	寺天王
一〇圓以下	天満
一〇圓以下	崎會根
一〇圓以下	泉尾
一〇圓以下	福島
一〇圓以下	川口
一〇圓以下	築港
一〇圓以下	網島
一〇圓以下	計

計	金額不明	警察署																				
		二〇圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	五〇圓以下	六〇圓以下	七〇圓以下	八〇圓以下	九〇圓以下	一〇〇圓以下	一二〇圓以上											
五																						
三三	七																					
四																						
三三																						
七	一																					
九	一																					
九																						
三三	六																					
一〇	二																					
四	一																					
九																						
四																						
四	一																					
五																						
七																						
六	三																					
五																						
一七	三																					

右の中目立つて多数なのは日比谷管内である。一〇七人の中四〇人は家計の爲に収入の幾部分を差出すのである。次は象潟管内であつて多額の金を差出すのが相当多数ある。又築地管内は数は少ないが百圓を提供する者が二人居るのは収入の多い者の居る事が窺はれる。

大阪に於ては何と言つても島之内管内である。殊に六拾圓以上が九人居る。八十八人の中二十三人が家計へ収入を差出すものである。

次は船場であつて百貳拾圓以上が四人居るのは東京に於ては見られぬ現象である。以上によつて概略女給の支出状況の説明を終つたのであるが、只今述べた貯金、送金、家計提供は金錢問題に對する女給の堅い方面の現はれであつて其人數を延べにすれば、即ち一人が何れも右の三つの中の一つだけしか爲さぬとすれば其人數は東京が一、六七〇人の中一、一七九人、大阪は一、一一五人の中八〇一人となり右の何れもなさぬ者は東京四九一人、大阪三一四人となり自己の收入を以て自らの自由に使つてゐる者は東京三割、大阪二割八分しかないこととなる。何れも將來の爲に準備し或ひは他人の爲に働く如く見えるが實際はそうではなく送金する者は自らも貯金し、貯金する者は送金もする又家計へ差出すものは其残りを節約して貯金すると言ふ如く、多くは二つを同時に行ふものであるから自分の得たる金を自己自身の爲に勝手に使用するダラシのない生活を送つてゐる者は女給の半數位に達するわけである。

左に收入金額の異なる女給の支出欄に於ける記載例を二、三紹介しよう。

東 京

(例一) 月收貳拾八圓の者

家政困難故私の収入は全部家政の事に使用して居ります。到底保險や貯金をすることは出来ませ

んし私自身の事には何も費す餘裕もありません。

(例二) 月收四拾五圓の者

毎月の収入で不足はありませんが身内に種々の不幸があるので其助けをして尙餘裕のある時は貯金四圓、髮結參圓、湯錢化粧代參圓、時々店の向きや友達と映り合ふ様、時の流行着を買ふ。

(例三) 月收七拾圓の者

(一) 金の事ですから不足を申しては際限がありません。出来るだけ節約してゐますから今日は何圓足りないと言ふ様な事はありません。

(二) 餘裕と言つて別にありませんが出来るだけ節約して何圓でも月々貯金して居ます。(元は家に送りましたが)。

(三) 贅澤品は何にも用ひません。着物も至つて質素にしていますから本當に必要な日用品ばかりです。(私達としての)。着物、履物、化粧品、電車賃、湯錢。

(例四) 月收七拾壹圓の者

現在は父も健康になりましたから家計の爲に父に渡すのは拾五圓です。被服費として拾五圓、貯金は貳拾圓、簡易保險月五拾錢、他は自分の小遣として化粧品、雜誌代、通勤電車賃其他にあてます。活動や芝居は二、三月に一、二回行きます。マア身分に應じて餘裕のある方です。

(例五) 月収入拾圓の者

夫に死別し夫の母親と子供三人あるのを生計困難に感ずる爲毎日の収入は右に書いた通りで月家賃拾參圓五拾錢、電燈料八拾錢、學費八拾錢、學校入費二人にて八圓位、飯代小遣共合計拾五圓の内餘裕を生じたる場合貯金を致します。今は世間が不景氣故家族五人にて不自由を感じます。

(例六) 月收貳百圓の者

實家へ五拾圓送金、五拾圓郵便局へ必ず貯金、残りは衣服化粧品料其他小遣に月一度は歌舞伎芝居を見に行きます。

大 阪

(例一) 月收六拾圓の者

親元へ一ヶ月貳拾圓送金、貯金拾圓、衣服料拾五圓、湯錢壹圓五拾錢、郵便代壹圓五拾錢、化粧品五圓其他雜費七圓。

(例二) 月收七拾圓の者

不足を言へば限りの無いものです。前記の通り七拾圓位の収入がありますが月々店に六圓出します。その外衣服代を拾五圓は必ず納めます。残りの四十圓餘の中から呉服物(貳拾圓)、下駄(五圓平均)、洗張り(五圓)其他小遣等で月々に依つて差はあります。

(例三) 月收九拾圓の者

五拾圓着物代、貳拾圓の化粧品代、親に小遣が貳拾圓、他に小遣拾圓、毎月拾圓不足。

(例四) 月收百圓の者

毎月収入は百圓位。中五拾圓は着物にかゝります。一日五拾錢は食費として店へ納めて居ります。其他化粧品や電車賃なんか差引いて残りは國に送つて居ります。別に何れだけと定つては居りませんが大抵參拾圓位です。

(例五) 月收百貳拾圓の者

食費拾五圓(定食代)、拾貳圓(間食代)、雜費拾圓(化粧品代、足袋、下駄、電車賃)、着物代に貳拾圓現在では親に月六拾圓宛入れて居りますが私達は固定給はありませんから定つて居りません。

(例六) 月收百七十八拾圓の者

別に外に費用も要りませんが一ヶ月着物代として百圓位は入用です。外に化粧品とか其他に貳拾圓位入用です。現今では不景氣故先づ一ヶ月四、五拾圓位は貯金が出来ます。

以上の外記載例として掲げる程のものではないが収入全部は父母其他の保護者に渡し衣服、小遣は改めて保護者より貰ふと言ふ極めて穏やかな方法を取つてゐる者も兩市を通じて調査票に現はれた者が十八人許りあつた。之等は女給自身も温順な性質の持主であらうが家庭も平和な暮しであることを

略々想像することが出来やうと思ふ。

一六 配偶關係

女給の配偶關係は調査に取りかゝる當初は餘り問題にしなかつた。何となれば女給と言へば若い虚榮心の強い女の筋肉労働よりは寧ろ容色を賣る職業の様に考へた爲有配偶者等は實質は兎も角形式よりはなないものとして特に調査項目を加へなかつた。失敗と言へば失敗だが然し調査票を見た處豫想外に有配偶者のあるのに氣が付き記載の内容から判断して概略を調べて見た所、東京は一、六七〇人の内約八〇人即ち五％は有配偶者であることが分つた。尤も此の數は調査票の他の記載から有配偶なるに明かなるものゝ合計であるから實際はもつと多數になつてゐるものと見るのが至當である。大阪の方は一、一一五人の中七八人即ち六％餘であつて東京より一％餘多數の有配偶者があるわけである。然し之も東京の場合と同様に極く概略な推算に過ぎないから實際は東京、大阪何れが有配偶者が多いかは正確には分らない。只票の上から明かに有配偶者たることの窺はれる數では大阪の方が割合多いと云ふことが出来る。

之等女給の配偶者は記載の上では夫の事業の失敗からとか夫が病身であるとかの理由が多い所から見て有配偶者にして女給となつてゐる者は確かに一時的の生活問題から來てゐることだけは言ひ得ると思ふ。即ち美貌の妻が夫の生活難を救ひ又は餘裕あらしめるために一時其美貌を利用して女給として働いてゐると見るのが穩當であらう。今後女給が如何様に改善さるかには此處で言ふ限ではないが多少でも容色を賣る意味が含まれてゐるとすればカフェーの女給は家庭の平和其他何れの點から見ても適當な婦人の職業ではない。尙情夫の有無に就ては本調査の任でないから省く。

一七 感想——希望感想欄の一

希望感想欄中「今の職業に就て良いと思ふこと、弊害と考へること、其他希望や感想を詳細に書いて下さい」に就て、先づ東京の部から統計的數字を以て見ると

第五十五表

(東京)

一、經濟的事情と考へらるべきもの

境遇及び家庭の事情で仕方なしに	一二九
他に比し収入が多いから	一一七
貯金及び蓄物が出来るから	一一一
堅氣の女中奉公より金になるからよい	一一五
家庭へ送金したさに	一四
自活の爲仕方なしに	六